

令和6年3月22日

一宮市水道事業等職員の在宅勤務等手当支給に関する規程をここに公布する。

一宮市水道事業等管理者

小塚重男

一宮市上下水道部管理規程第5号

一宮市水道事業等職員の在宅勤務等手当支給に関する規程

一宮市水道事業等職員の給与に関する条例(昭和28年一宮市条例第20号)に規定する企業職員の在宅勤務等手当支給については、一宮市職員の在宅勤務等手当支給に関する規則(令和6年一宮市規則第8号)の規定を準用する。この場合において、同規則第3条中「一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年一宮市条例第14号。以下この号において「勤務時間条例」という。)第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間又は勤務時間条例第10条第1項に規定する休日」とあるのは、「一宮市水道事業等職員就業規則(昭和43年10月1日水道部管理規程第3号)第17条第2項に規定する休日」と読み替えるものとする。

**付 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。